

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目次

◇規則 林業種苗法施行細則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

◇告示 解除予定の保安林

森林法第百八十九条の規定による告示

土地収用法による事業の認定

◇雑報 地方職員共済組合役員の就任

規則

林業種苗法施行細則をここに公布する。

昭和四十六年三月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第十四号

林業種苗法施行細則

(目的)

第一条 この規則は、林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号。以下「法」という。）、林業種苗法施行令（昭和四十五年政令第百九十四号。）及び林業種苗法施行規則（昭和四十五年農林省令第四十号。以下「省令」という。）の施行に關し必要な事項を定めることを目的とする。

(指定採取源の標識)

第二条 省令第三条の標識は、様式第一号によるものとする。

(誓約書)

第三条 省令第十条第一項第三号の書面は、様式第二号によるものとする。（受講の申込み）

第四条 法第十条第三項第三号イの講習会における講習を受けようとする者は、生産事業者講習受講申込書（様式第三号）を知事に提出しなければならない。

(修了証明書)

第五条 法第十一条第二項の修了証明書は、様式第四号によるものとする。（表示書）

第六条 法第十八条第一項ただし書の書面は、生産事業者表示書（様式第五号）に、同条第二項ただし書の書面は、配布事業者表示書（様式第六号）によるものとする。

(種苗の証明の申請)

第七条 省令第二十三条第一項に規定する証明の申請は、種苗証明申請書（様式第七号）を提出してしなければならない。

(種子を採取すべき時期)

第八条 法第二十三条の規定により知事が指定する種子を採取すべき時期は、すぎ、ひのき、あかまつ及びくるまつについて毎年九月二十日以降とする。

(種穂の採取の禁止の標識)

第九条 省令第二十八条第三項の標識は、様式第八号によるものとする。

(報告)

第十条 省令第三十二条及び第三十三条の規定による報告は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書面を提出してしなければならない。

一 省令第三十二条第一号の報告 指定採取源所有者等氏名等変更報告書(様式第九号)

二 省令第三十二条第二号の報告 指定採取源所有者等変更報告書(様式第十号)

三 省令第三十二条第三号の報告 指定採取源滅失等報告書(様式第十一号)

四 省令第三十三条第一項の報告 種穂生産事業者事業実績報告書(様式第十二号)又は苗木生産事業者事業実績報告書(様式第十三号)

五 省令第三十三条第二項の報告 配布事業者事業実績報告書(様式第十四号)

(書面の經由)

第十一条 法、省令又はこの規則の規定により知事に提出する書面は、所轄地方農林振興局長を経由して提出しなければならない。

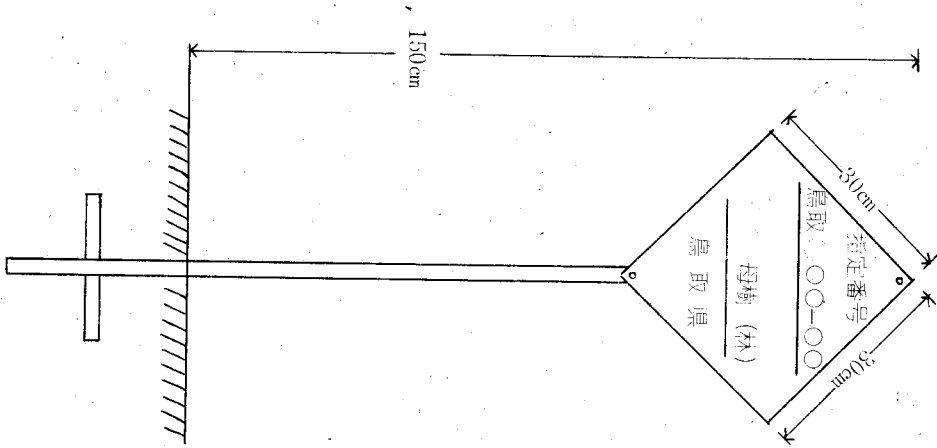
附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。
(林業種苗法施行細則の廃止)

2 林業種苗法施行細則(昭和二十四年二月鳥取県規則第十号)は、廃止する。

様式第1号



様式第2号

誓 約 書

職 氏 名 殿

わたくしは、林業種苗法第10条の規定による生産事業者の登録の申請に
 当たり、同法同条第3項各号の一に該当する者でないことを誓約します。

年 月 日

住所又は所在地

代名又は名称及び代表者の氏名

様式第3号

収入証紙
はりつけ欄

※ 受付番号

生産事業者講習受講申込書

職 氏 名 殿

下記のとおり、林業種苗法第10条第3項第3号1の講習会における講習
を受けたので申し込めます。

年 月 日

住 所
(ふりがな) 氏 名

年 月 日生

記

受講希望年月日	
受講希望場所	
所属苗畑名及び経営者名	
※ 備 考	
講習修了証 明書番号	

備考 ※印の箇所は、記載しないこと。

様式第4号

第 号

生産事業者講習修了証明書

住所 都 道 郡 市 町 大字 番地

(ふりがな) 氏 名

生年月日 年 月 日生

1 受講期日

2 受講場所

上記のとおり、林業種苗法第10条第3項第3号1の講習会における講習
を受け、その課程を修了したことを証明します。

年 月 日

職 氏 名 印

様式第5号

(種穂の場合)

生産事業者表示書

種穂の樹種	
種穂の採取場所	
指定採取源の種別及び指定番号	
種穂の採取年月日	
種穂の数量	
生産事業者の氏名又は名称及び住所又は所在地	

(苗木の場合)

生産事業者表示書

苗木の樹種	
苗木に係る種穂の採取場所	
指定採取源の種別及び指定番号	
苗木の育成場所	
苗木の数量	
苗木の苗令	
生産事業者の氏名又は名称及び住所又は所在地	

様式第6号

(種穂の場合)

配布事業者表示書

種穂の樹種	
種穂の採取場所	
指定採取源の種別及び指定番号	
種穂の採取年月日	
種穂の数量	
配布事業者の氏名又は名称及び住所又は所在地	
生産事業者の氏名又は名称及び住所又は所在地	

(苗木の場合)

配布事業者表示書

苗木の樹種	
苗木に係る種穂の採取場所	
指定採取源の種別及び指定番号	
苗木の育成場所	
苗木の数量	
苗木の苗令	
配布事業者の氏名又は名称及び住所又は所在地	
生産事業者の氏名又は名称及び住所又は所在地	

様式第7号

収入証紙
はりつけ欄

種 苗 証 明 申 請 書

職 氏 名 股

林業種苗法第20条第1項の証明を受けたので、林業種苗法施行規則第28条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

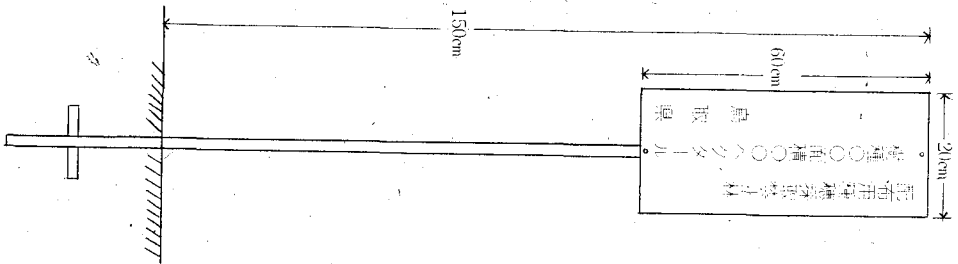
年 月 日

登 録 番 号
 住所又は所在地
 氏名又は名称及び代表者の氏名

記

種 苗 の 種 類	
樹 種	
数 量	
指定採取源の指定番号	
指定採取源の所在場所	
種 苗 の 養 成 場 所	
証明に係る種苗の生産行為の開始年月日	

様式第8号



様式第9号

指定採取源所有者等氏名等変更報告書

職 氏 名 殿

指定採取源の所有者等の氏名等に変更を生じたので、林業種苗法施行規則第32条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者の氏名

記

㊦

育種母樹、普通母樹等の種類	
指 定 番 号	
指 定 年 月 日	
所 在 地	
変 更 事 項	変 更 前 変 更 後

様式第10号

指定採取源所有者等変更報告書

職 氏 名 殿

指定採取源の所有者等に変更を生じたので、林業種苗法施行規則第32条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者の氏名

記

㊦

育種母樹、普通母樹等の種類	
指 定 番 号	
指 定 年 月 日	
所 在 地	
変更前の指定採取源の所有者等	住 所
	氏 名

様式第14号

配布事業者事業実績報告書

職 氏 名 殿

林業種苗法施行規則第33条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者の氏名

㊞

記

樹 種	種 子 又 は 穂 木			苗 木			差引残量の処分状況
	受入数	配布数	差 引	受入数	配布数	差 引	
さしすぎ	本 kg	本 kg	本 kg	本	本	本	
実 すぎ							
ひ の き							
あかまつ							
くろまつ							
からまつ							
そ の 他							
計							

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和四十六年三月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第十五号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十五年十二月鳥取県条例第六十四号）の施行期日は、昭和四十六年三月十三日とする。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十六年三月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第十六号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

別表の第二種県営住宅の表中

宇倍野第二

四、一〇〇円

を

宇倍野第二	四、一〇〇円
八東	四、〇九〇円
栄	四、一八〇円
成美	三、九五〇円

に改める。

附 則

この規則は、昭和四十六年三月十三日から施行する。

告 示

鳥取県告示第二百五十五号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十六年三月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

解除予定に係る保安林の所在場所

- 一 岩美郡国府町大字雨滝字岩藤山八六〇の一、宇弥次郎山八六一の二、八六一の三、宇河合谷九五六の二、岩美町大字洗井字石有詞二〇三二（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を、鳥取県農林部造林課並びに国府町役場及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第二百十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条第一項の規定に基づき保安林の指定の通知を受けた次に掲げる場所に所在する保安林については、その森林所有者が知れず、又はその所在が不明であり、同法同条第三項の規定による通知をすることができないので、同法第八十九条の規定によりその内容を関金町役場に掲示したから、同法同条の規定により告示する。

昭和四十六年三月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

保安林の所在場所				分明である最後の森林所有者	
郡町	大字	字	地番	住 所	氏名
東伯	関金山	口山	矢遺一三七八の一六	東伯郡関金町大字山口	鉄本 一郎
"	"	山船ヶ谷	一五〇七の五一	倉吉市官川町一八三	秋吉 とね
"	関金	宿池谷	口二二四の五一	栃木県宇都宮市今泉町一〇三〇	平山真佐蔵
"	今西	林禾谷	二二四の五	山口市大字野今七八四	西本 久

鳥取県告示第二百十七号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年三月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 起業者の名称
鳥取市外九か町村衛生施設組合
- 二 事業の種類
し尿処理施設建設工事
- 三 起業地
イ 収用の部分
鳥取県鳥取市秋里字理立、江津字理立及び松並町三丁目地内
ロ 使用の部分
なし
- 四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所
鳥取市尚徳町一一六 鳥取市役所

雑 報

地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第14条第4項の規定に基づき、役員の新任を次のとおり公告する。

昭和46年3月12日

地方職員共済組合理事長 松 島 五 郎
 (再任) 理事 (常勤) 山 本 晴 男
 (昭和46年2月6日付)